

情報通信機器(ICT)を利用した遠隔での死亡診断が可能となる制度が創設されました

近年、自分の家で最後を迎える方々が増加しつつあります。

しかし、死亡診断は医師が直接診察して行うことになっているため、離島や中山間地域など医療資源が限られた地域では、やむをえず住み慣れた自宅を離れて医療施設に入院することを余儀なくされてきました。

こうした状況に対応するため、一定の要件を満たす場合には、医師が直接対面で診察をしなくても、パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器(ICT)を用いて遠隔から死亡診断を行い、死亡診断書を交付できる制度*が創設されました。このパンフレットは、ICTを用いた死亡診断について分かりやすく説明しています。

*「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」(厚生労働省2017)

Q1 情報通信機器(ICT)を利用した、遠隔での死亡診断とはどのようなものですか？

Q1



A

ICTとはテレビ電話装置等を活用した通信手段のことです。
この制度では、遠隔地にいる医師が看護師の補助のもとで
テレビ電話装置等を用いて死亡診断を行い、死亡診断書を交付します。

Q2

遠隔での死亡診断を受けるためには、どうしたらいいですか？



A

これまで診療にあたっていた医師が、利用者様がお亡くなりになってから12時間以内に直接対面での死亡診断を行うことができないなどの一定の条件を満たす場合には、看護師の補助のもと、これまで診療にあたっていた医師がICT等を利用して、遠隔で死亡診断を行い、死亡診断書を交付することができます。ただし、医師の判断で直接対面での死亡診断に切り替わる場合もあります。

【以下についての同意が必要です】

- 利用者様・ご家族が、医師から利用者様の病状について説明を受け、早晚、死に至るおそれがあることをご理解していること、急変時に積極的な治療・延命処置を行わないことについて、医師一看護師一利用者様一ご家族間で共通認識があること
- 死亡診断等を行った医師が記載する所定の様式を厚生労働省に提出することに同意していること

Q3 遠隔での死亡診断はどのように行われますか？

A | 1. 所定の研修を受けた看護師が医師の指示のもとで、リアルタイムに死亡の確認を行います。

- ① 心臓の動き（心音・心電図）の確認
- ② 呼吸の確認
- ③ 眼の反射の確認
- ④ 顔（眼、鼻、口、耳）の確認と写真撮影
- ⑤ 頭・首の確認と写真撮影
- ⑥ 上半身の皮膚（胸・腹部、背中）の状態の確認
- ⑦ 手足の皮膚の状態の確認
- ⑧ 体温測定
- ⑨ 関節の動きの程度の確認



2. 看護師が医師の指示のもと、
死亡診断書を代筆し、お渡し致します



- 死後診察は、ご希望に応じてご家族が付き添うこともできます。しかし、ご家族のお気持ちに配慮して別室でお待ちいただくことがあります。
- 利用者様の写真撮影や情報通信機器での医師とのやりとりに際しては、ご家族のお気持ちに十分に配慮いたします。
- 約1時間程度要します。



3 眼の反射の確認



5 頭・首の確認と写真撮影



9 関節の動きの程度の確認



Q4 遠隔での死亡診断を受けるために必要なことは？

A 文書および画像の送受信が可能な環境が必要です。また、送受信に関しては「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省|平成29年5月）を満たすセキュリティ環境下で行います。

Q5 同意は撤回できますか？

A 利用者様ご本人、またはご家族により
口頭もしくは書面でいつでも撤回・変更することができます。

